

第九節 交通

1 〔檜木の山中御番所通過許可願書〕

明和四年（一七六七）

〔解説〕 富士北麓から駿河への道には、中道往還本栖口と、御坂往還山中口に、人馬の通行、諸荷物の往来を監察する口留番所（小規模関所）があった。本村名主伝五右衛門は持ち山の檜木三本を竜地村（双葉町）吉之丞に売り渡したが、この材木を駿州沼津まで搬送するため、両人が山中御番所の通過を谷村代官に願いだしたもので、これが認められると、代官所からの許可書（通行手形）が発行された。

乍恐以書付奉願上候

一拙者持山之内ニ而檜木三本、甲州巨摩郡竜地村吉之丞

方エ売渡申候、右材木駿州沼津ニ指出申度奉存候、依

之山中御番所御通可被下候、願之通被 仰付被下置候

ハ、難有仕合奉存候、以上

（明和四年）
亥七月

成沢村

大岡十三郎様

御役所

2 〔駿州往還の雪踏み〕 天保元年（一八三〇）

〔解説〕 大田和組には、お茶の連上金を徴収する役所が置かれ、その業務に当たっていた。村方でも連上金は金子で取り立てられていたが、冬の駿州往還の道造り雪踏みは、その時々状況に応じ人足を村方で差し出し通行の安全を図ることになっていた。その手当の代償として、成沢村からは連上金を徴収しないと申し合わせた議定書である。

差出申一札之事

一其御村方茶御連上之儀、是迄年々金子ニ而取立来候

処、此度相談之上、駿州往還道造り雪踏之義者、其御村

方ニ而其時々人足差出無差支様被成候筈取極候間、右

手当与して已来御村方茶連上之義者、請取申間敷候、

願人名主伝五右衛門④

甲州竜地村

買人 吉之丞④

（鳴沢・渡辺泰一家蔵）

依之議定一札差出申処、如件

天保元寅年十二月

上吉田村

受負人 太兵衛[㊦]

元受人

下谷村

甚 助[㊦]

成沢村

御役人中

(成沢村役場蔵)

3 「道繕い三村議定書」 天保十三年(一八四二)

〔解説〕 成沢村から精進・本栖村へ通じる道は、成沢村方面からは身延山の参詣へ、川内領からは富士八海の行者、江戸表への商人などが通行する要路であった。文化三年この道繕いで訴訟となった場所に草木が生い茂ったり風倒木などで旅行者が難儀をしているので、岩間村の豊八・成沢村の世話人などが発起し、精進・本栖村へ呼びかけ道繕いを行い交通者の安全を図ろうと三ヶ村が決めた定めであり、道路の管理費は三ヶ村割りの負担などを決めている。

道繕ひ為^(取替)「儀定書之事」

一般精進村・成沢村・本栖村三ヶ村通行之道、文化年中道繕ひニ付訴訟へ及場所、比度草木相茂り候ニ付、

旅人^(通行)「難波之由を以、東川内領岩間村豊八殿重

立并成沢村世話人半左衛門殿外三人、本栖村世話人利

兵衛殿外三人、両村役人中相願ニ一同ニ而精進村重蔵

殿・多吉殿相頼御村方江御無心申候儀ハ郡内領り身

延山参詣、富士八海之行者并ニ川内領より江戸表江之商

人難波之由被申、無抛承知仕、三ヶ村役人一同相談之

上道繕ひ致答ニ相極メ、然上ハ已来之儀定仕候処、道

繕ひ^(つぎ)出建いたし、以来道筋差支ニ相成風おれ等御座候

ハ、其村々分領伐はらい可通、若哉持力ニ不叶風お

れ御座候ハ、三ヶ村ニ而取かたつけ申候、多分人馬

通行仕、若シ哉行倒死人等有之節も三ヶ村之内ニ而見

付次第両村江志らせ候上者直様立合、右三ヶ村相談之

上難差置認之儀ニ御座候ハ、其分領御支配様江御届

ケ、尤出金之儀者、三ヶ村割合ニ而出金いたし、右道筋

之義ハ何事出来致候茂、出金相違なくいたし、嚴重ニ

埒明可申候、為念三ヶ村役人世話人致加判儀定仕候
処、依而如件

天保十三年寅年

二月十二日

八代郡精進村

名主 与兵衛 印

長百姓 忠兵衛 印

百姓代 伊兵衛 印

都留郡成沢村

名主 善四郎 印

組頭 与右衛門 印

百姓代 伝八 印

八代郡本栖村

名主 勘右衛門 印

長百姓 常兵衛 印

百姓代 五兵衛 印

世話人

東川内岩間村

豊八 印

成沢村世話人

半左衛門 印

同

瀬兵衛 印

同

幸次郎 印

同

九左衛門 印

本栖村世話人

利兵衛 印

源兵衛 印

広兵衛 印

久左衛門 印

精進村

重藏 印

多吉 印

(鳴沢村役場蔵)

4 「伝馬触当帳」 文久三年（一八六三）

〔解説〕 公的な官吏の旅行や、物資の輸送に備え、街道の宿駅に乗り継ぎ用の馬が備えられていた。この馬のことを伝馬（てんま）といい、それに伴う労役負担を伝馬役といって、馬役と歩行役があり、村々に課せられた労役であった。通常は表通りに面した屋敷に対しその間口に応じて課せられるのが原則であり、屋敷の地子（税）は免除されることが多かった。この史料は、伝馬役を各戸に触れ当てた一覽で、遠・近の距離別に星取表となっているのがおもしろい。

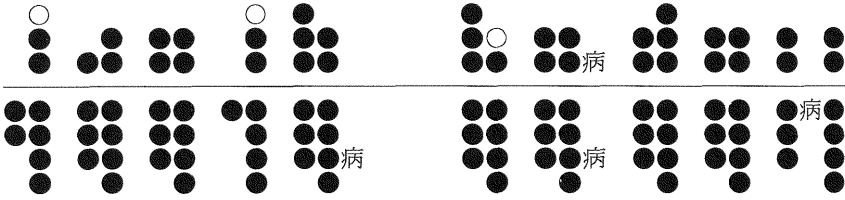
（表紙）
「文久三年 亥正月 日 伝馬 触 当 帳」
遠 近

		去役人
病	病	
与右衛門	嘉右衛門	菊之進

	病						病		
病	病	病					病		
仁右衛門	久左衛門	平右衛門	庄兵衛	忠兵衛	市右衛門	谷右衛門	民五良	萩右衛門	倉之助

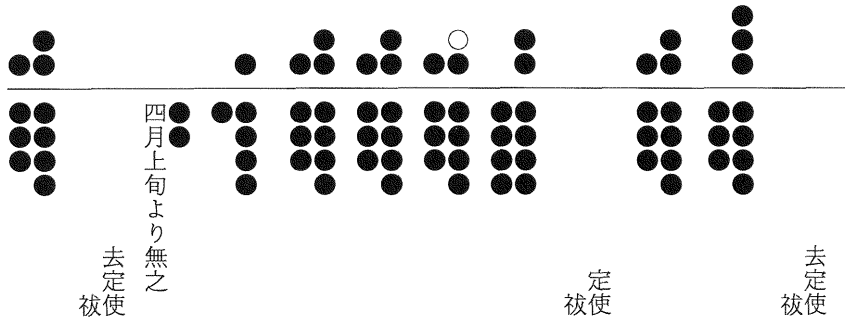
三月下旬より

四月中旬より

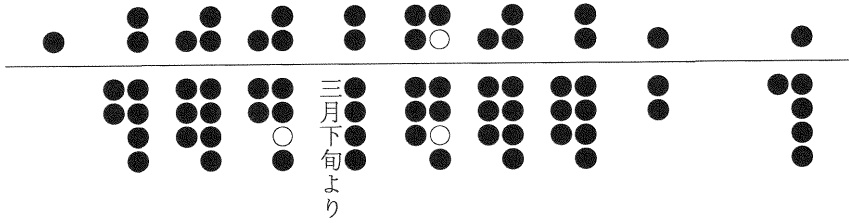


定
祓使

仲 右 衛 門	弥 三 郎	儀 右 衛 門	平 右 衛 門	弥 市 右 衛 門	平 次 良	房 藏	伝 兵 衛	平 四 郎	繁 右 衛 門	由 兵 衛
------------------	-------------	------------------	------------------	-----------------------	-------------	--------	-------------	-------------	------------------	-------------

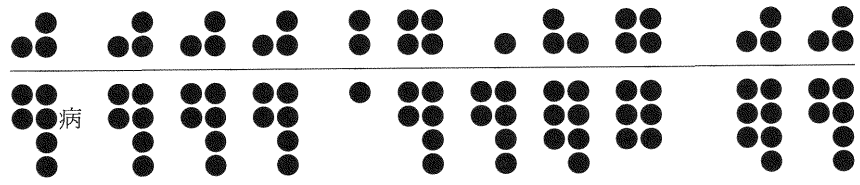


治 郎 右 衛 門	久 兵 衛	重 右 衛 門	萩 右 衛 門	源 八 郎	源 市 郎	与 五 右 衛 門	与 右 衛 門	周 助	甚 之 丞	軍 兵 衛	治 兵 衛
-----------------------	-------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-----------------------	------------------	--------	-------------	-------------	-------------



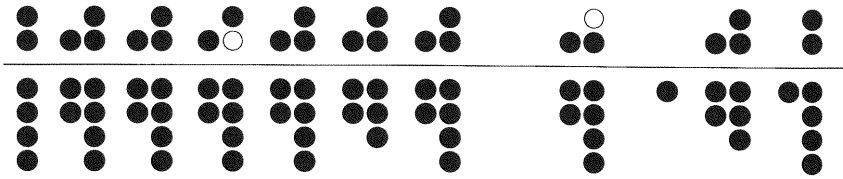
山
袂見

定半	周	孫	孫	伝半	三	清	忠	太	弥	辰半
右	兵		右		右	之	右	右	右	
衛	衛	八	衛	八	衛	丞	衛	衛	衛	蔵
門	門	門	門	門	門	門	門	門	門	門



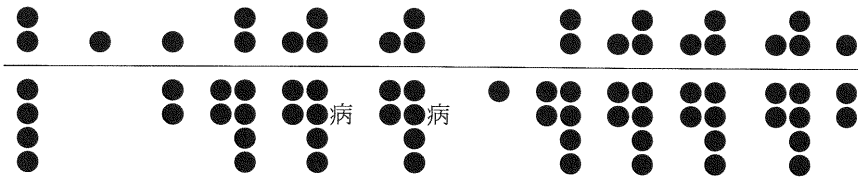
無

仁半	弥	甚	市	市半	七	友	五	直	甚	増	治
右	次	左	兵		郎	右	右	之	太	右	郎
衛	右	衛	衛	助	右	衛	衛	進	郎	衛	右
門	衛	門	門	門	衛	門	門	門	門	門	門



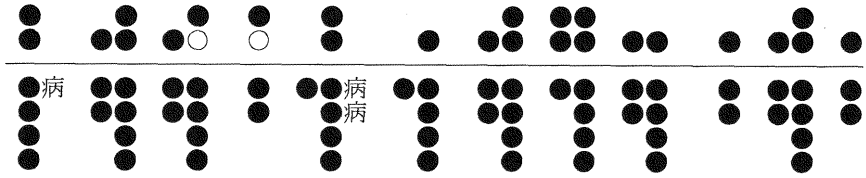
山
被見

孫	善	幸	徳	忠	源	栄	忠次	良	元	庄	半
左		兵	右		右	三	右			右	兵
衛		衛	衛		衛	郎	衛			衛	衛
門	蔵	衛	門	八	門	郎	門	蔵	八	門	衛

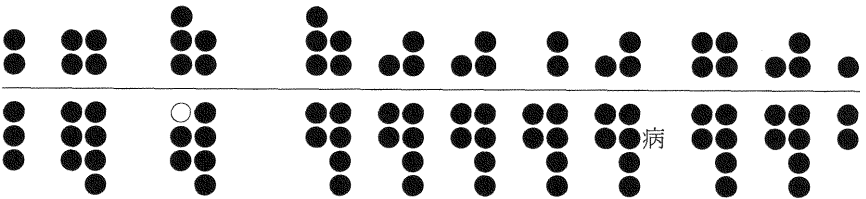


去
役
被
人

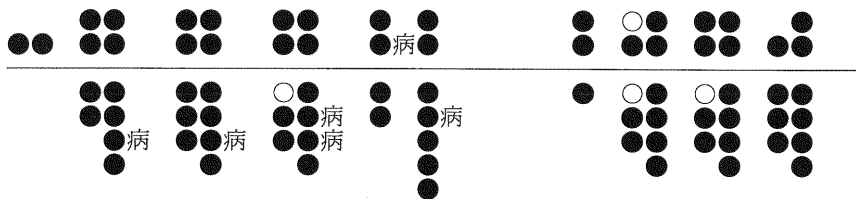
善	長	ひ半	権	幸	清	嘉	治	治	又	又
右	左			左	右	右	郎	右	右	兵
衛	衛			衛	衛	衛	左	衛	衛	衛
門	門	め	八	門	門	門	衛	門	蔵	衛



与	八	倉	富	久	百半	寅	政	半	半	幸
兵	左	右		右			右	左	角	
衛	衛	衛	作	衛			衛	衛	左	
●	門	門	●	門	松	藏	門	門	後衛	藏
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

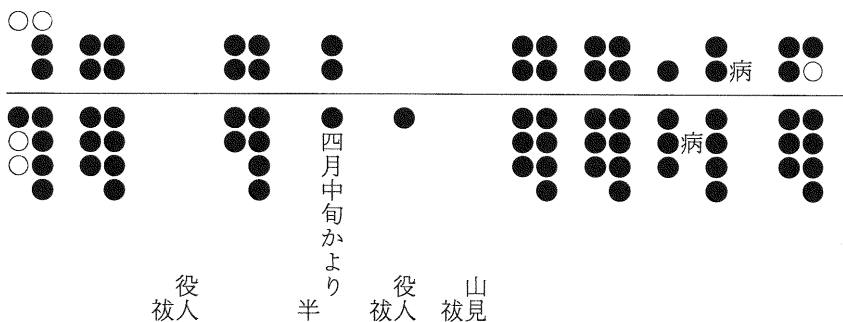


		無		山							
				被見							
半	長	吉	利	半	宮	勘	利	榮	幸	万	久
	兵	左	兵	兵	内	左	右	左	右		五
	衛	衛	衛	榮	右	衛	衛	衛	衛		
	門	門	衛	●	門	門	門	門	門	吉	郎
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



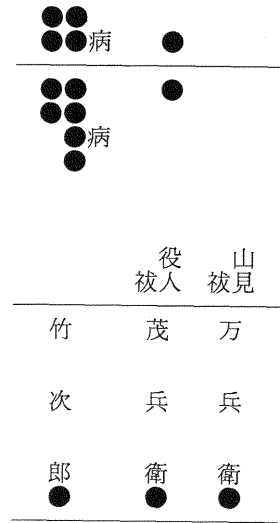
山見 役
被入

伝次右衛門	民右衛門	勝之進	倉蔵	藤左衛門	仙蔵	弥五市	源五左衛門	周右衛門	和兵衛	市右衛門
-------	------	-----	----	------	----	-----	-------	------	-----	------



役被入 半 役被入 山見

庄吉	米吉	徳右衛門	浅右衛門	文五良	善右衛門	多五蔵	民蔵	銀蔵	九郎左衛門	徳之進
----	----	------	------	-----	------	-----	----	----	-------	-----



(鳴沢・渡辺泰一家蔵)

5 「小田原宿への当分助郷免除の歎願書」

慶応元年（一八六五）・一括五点

〔解説〕 慶応元年（一八六五）三月四日、徳川幕府は將軍の長州征伐進発のため、甲州の村々に東海道宿への当分助郷を命じた。本文書五点は、都留郡下谷村ほか三十七カ村は難波村々につき、東海道小田原宿への当分助郷の免除を、石和代官増田安兵衛、道中奉行所宛に歎願した記録の写で、勝山村小佐野友市家が所蔵している。

〔表紙〕 慶応元年十二月寅年迄テ 東海道小田原宿江当分助郷被仰渡 道中奉行所様へ歎願書之写

(一) 乍恐以書付奉御歎願申上候

甲州都留郡下谷村外三拾七ヶ村、惣代上谷村年寄源三郎外四人奉申上候、今般東海道小田原宿当分助郷被仰付候旨、御印状持参廻達有之、驚入御拜見仕候得共、元來當村々之義者、先年甲州道中黒野田宿外式ヶ宿ヶ差村被致、土地柄御見分被為在候節、難波之次第御歎願申上、御免除ニ相成居候処、今般助郷被仰付候、小田原宿迄者遠路殊ニ險阻之山坂を越候義、其上今般之義ハ、一時之勤方ニ無之、当分与之間与之義ニ而者、際限も無御座候、実々難波至極ニ付、御免除之義道中奉行所様へ御歎願申上度、御添簡之義、谷村御役所江奉願上候得共御聞濟ニ不相成、無余義出府仕候処、素ヶ差越ニ而者御取用ニ不相成、然ル処御当地ニ而承及候処、甲府・市川両御支配村々之義ハ、当夏已來同様差村ニ相成候処、土明^{用次カ}而、御役所御差出ニ而、御歎願申上、夫々御免除ニ相成、又々御支配様江御沙汰之次第、勤方差扣居候様相成候趣ニ御座候間、私共御支配様ニ限り御差出ニ不相成候段者、如何ニも難ヶ敷義ニ付、帰村之上、右之趣申立、御添状可奉願上与存候得共、最早月迫ニ及、往返日数も相懸リ候義ニ付、出

訴手後ニ相成候間、無余義当御役所様へ御歎願奉申上候、
依而者、惣代之内考人婦村仕候間、何卒格別之以御慈悲、
右之段被為聞召訊、私共村々歎願之義、道中御奉行所様
へ御差出被成下置候様、谷村御役所へ御沙汰被下度、偏
ニ奉願上候、以上

甲州都留郡

下谷村外三拾七ヶ村惣代

丑十二月十九日

上谷村

年寄

源 三 郎

大明見村

百姓代

岡右衛門

舟津村

年寄

与五右衛門

小立村

年寄

彦右衛門

鹿留村

年寄

由 兵 衛

江戸

元ノ

岩片音太郎様

加番

只木宗太郎様

増田安兵衛様

御 役 所

江戸役所へ差出し候享也

(2) 乍恐以書付奉願上候

甲州都留郡当谷村外三拾六ヶ村、惣代上谷村年寄源三郎
外四人奉申上候、私共村々、今般東海道小田原宿江当分
助郷被仰付候間、難渋之始末申立御免除御歎願奉申上
度、谷村御役所江申立候処、御添簡不被成下、無余義出
府及承候処、甲府・市川 両御役所ニおゐてハ、右同之
歎願夫々御差出ニ相成候趣ニ付、其段申立、谷村御役所

江御沙汰奉願上候処、御聞濟被下置、御用状頂戴相成候もの兩人出立為致候処、国許近辺大雪ニ而步行抄取兼、就而者、御添簡持參年内出府無覺束趣ヲ以、兩人内一人ハ立戻り申聞御座候間、左候而者空敷越年罷在候義ニ而者、右様御印状拝見仕候上ハ、何分猶予相成兼候義ニ付、無余義此段申上候可相成候義ニ付御座候、何卒以御慈悲右之段御堅察、年内御差出被成下候様、偏ニ奉願上候、以上

御支配所

甲州都留郡

両谷村外三拾六ヶ村惣代

丑十二月廿三日

上谷村

年寄

源三郎

鹿留村

同

由兵衛

舟津村

同

与五右衛門

小立村

同

彦右衛門

大明見村

百姓代

岡右衛門

増田安兵衛様

御役所

江戸役所へ差出し候写也

(3) 乍恐以書付御歎願奉申上候

増田安兵衛当分御預り所、甲州都留郡成沢村外四ヶ村惣代、舟津村年寄與五右衛門外式人奉申上候、当五ヶ村之義者、富士山北麓高地ニ而、風雨烈敷早霜之土地、年内重々雪下ニ罷在、焼砂悪地皆畑之村方、都而諸作一毛作りニ而、粟・稗・蕎麦・大小豆等之作物ニ而も、精力限秣肥不相用候而者実法出来不申、豊作之年柄ニ而も、平地之村方不熟之節与対損致し、諸作五六反歩仕付候分も、平地尅反歩程之取実存分でハ無之候間、年々夫食之分、七分通り、隣国又者当国之内中郡筋が買入致候仕合

ニ付、銘々畑地場広ニ作付候間肥不引足、依之年々春方
 農業之手逕正二両月、日々五六里程も他村江人馬罷出下
 肥買入付運置、殊ニ三月土用入口ノ十日迄ハ、畑作稗時
 付致、且芝葉ほけ盛りを見斗ひ、葉先をかり取、粟之下
 肥ニ拵ひ、いたどり草を刈取下肥江取まぜ、大小豆之肥
 ニいたし蒔付、夫ノ粟稗其外耕作ニ取懸り候間、第一蚕
 与突合、六月土用青草をかり入足、又下肥江取まぜ、土用
 六日目より同中頃迄蕎麥蒔付、土用明迄式番耕作ニ差掛
 り、秋方農間者、富士山裾野四五里之間ニ而秣刈取干揚
 焼灰ニいたし、諸作之肥ニ仕、其上夏秋共猪鹿夥敷出、諸
 作喰荒、折角丹誠致仕付候分皆被荒候ニ付、往古秋元但
 馬守様御領分砌、引統御料所ニ相成候而も、猪鹿防之
 多免鉄砲拜借罷在、実法之節者昼夜をも追威、男女共農
 業之丹誠ハ、外平地之村方ニ引競候而者、格別之手数相
 懸り、農間之稼無之ニ付、前々富士山北面青木立之場所
 者御免除ニ而、右助成を以御年貢上納之足合ニ致候得共、
 是以僅之義、其余者他国他郡江日雇稼等ニ罷出、亦者駄
 賃稼ニ而、漸取凌罷在候仕合ニ而、実々難村ニ有之、成沢
 村者往古御年貢諸役とも御免被成下置候之村柄ニ而、大

嵐・勝山両村之義、毎年畑地江富士山ノ雪代水押出し、
 土砂を押込荒地出来、大嵐村者御普請御手当被下候場所
 有之、小立村者地内字二本松ノ鳥谷塚与唱ひ候場所迄之
 間、先年富士山ノ雪代水押出、土砂を押し入候節者御普請
 被成下置候所、追々荒地多キ相成候間、村々ニ而普請致
 候様被仰付、其已来御年貢納辻之内ヲ以御手当被成下候
 義ニ而、舟津村之義も前同様、地内字八本木并水元場所
 之義者、前々御普請所ニ御座候処、富士山ノ雪代押出
 し、土砂押込候節者、村役を以人足差出掘浚致、其上字
 大堰与申場所も年々是亦村役ニ而相仕立候義ニ而、平地
 之村方与違ひ、高山ニ罷り候土地、年分村役夥敷且同村
 之義者往昔武田御代ノ鎌倉者勿論駿・豆・相三州江之往
 還継場ニ而、御用御掛り御役人様方御通行有之、駿州上
 井出村江八里八町之場所御継立仕、大御通行有之節者、
 外四ヶ村ノ助合人馬差出し御継立相勤罷在候所、前々与
 違ひ近来者御通行之御役人様繁々有之、別而昨年中浮浪
 悪徒共等横行いたし候砌、前書三ヶ国之諸家様、甲府
 其外江御通り多く、日々助合人馬差出相勤候仕合ニ而、
 且又継場之内当村ノ川口村江之間、富士山御八湖与唱候

湖水有之、満水之節者通路難出来候間、舟津村ノ隣村淺川村追山越ニ道筋を付御繼立致、右道造リ等都而當五ヶ村ニ而相勤来、且山中村地内口留免御番所之義外、宿助合等不相勤ヲ以、同所困ヒ垣結人足、其外加番相勤候様被仰付、當五ヶ村外拾セヶ村、都合最寄拾六ヶ村ニ而相勤、別而近来悪徒共横行致候間、別段警衛人差出、嚴重守護仕候義ニ而、既ニ去ル天保度甲州道中黒野田宿外式ヶ宿ノ、増助郷致差村論所地御改中川多平様、町田庄三郎様御越、村柄御見分被為在候間、山地辺鄙住居極難之村々、殊ニ脇往還繼場并助合相勤罷在候始末申立、御歎願奉申上候所、難渋之段御照察（察カ）被下、御免除ニ相成り、難有仕合奉存、安心相統罷有候処、天保度凶作已来追々潰退転之者出来、素ノ極貧之村々、猶更困窮仕、諸御歎筋御支配御役所江奉歎願、直ニ取統居候仕義ニ御座候処、當五月中 御進発ニ付前書小田原宿へ御月割中、當分助郷被仰付、右者不容易御事柄与存、自村繼場御用筋も有之、殊ニ同宿へ者拾六里余之里数、其上山越難所を越候義ニ付、正人馬を以難相勤候間、村々申合、宿方江申談雇替ニ致相勤候処、正人馬難差出候義見透、存外之高賃錢

割合相懸（マ）ケ難然上出錢仕候得共、右躰極難之村方必至与当惑、尔今右出錢之分仕埋相立不申、難渋罷在候折柄、猶亦今般小田原宿役人共御印状持参いたし候間拜見仕候所、近来御用御旅行、諸御通行差湊候ニ付、村高五分通り当村々其外、右小田原宿江當分助郷被仰付候旨之御文言ニ有之、一同驚人御受印形者仕候得共、前書之通り當五ヶ村者、山地極悪地之土地柄、其上舟津村繼場ニ而、外四ヶ村助合罷在候上、山中口留御番所江加番等ニ而、年分莫太之人夫其外役筋をも相勤罷在候処、此上小田原宿へ助郷相勤候而者、村々潰退転者眼前、第一舟津村繼場御用御差支ニ相成候間、御免除御歎願奉申上度旨、村々小前一同拳而悲難罷在候間不願恐多、出府此段御歎願奉申上候、何卒格別以、御慈悲前願難渋之村々、脇往還繼場御用其外相勤罷在候段 御憐察被為在、小田原宿當分助郷勤方之義者、御免除被成下置度、偏ニ奉願上候、右願之通り御間濟被下置候ハ、村々小前末々迄相助り莫太之

御仁惠難有仕合奉存候、以上

増田安兵衛当分御預り所

甲州都留郡

成 沢 村

大 嵐 村

勝 山 村

小 立 村

舟 津 村

右五ヶ村惣代

舟 津 村

慶応元年十二年

小 立 村

年寄
彦右衛門

百姓代
徳三郎

道 中
御 奉 行 所 様

(4) 乍恐以書付奉申上候

甲州都留郡成沢村外四ヶ村、惣代舟津村年寄与五右衛門

外屯人奉申上候、東海道小田原宿当分助郷御免除御歎願

中ニ御座候処、旧冬月迫ニ及候ニ付、昨十六日迄立戻婦村

被仰付、難有仕合奉存候、然候処、先般為惣代罷出候小

立村百姓代徳三郎義、帰村後病氣ニ而取臥罷在候間、無

余義彦右衛門出府差、御訴奉申上候、何卒以 御慈悲右

之段御聞濟被成置度候様、奉願上候、以上

増田安兵衛当分御預り所

甲州都留郡

成 沢 村

外四ヶ村惣代

舟 津 村

年寄
与五右衛門

小 立 村

寅正月十七日

百姓代
徳三郎頼三付代兼

年寄

彦右衛門

道中

御奉行所様

前書之通奉願上候処、右者依願可被及御沙汰ニ筋ニ無之、

咎者ニも相成候間、御免除之義者難御沙汰ニ被及、併申

立之趣無謂義ニも無之被聞召、宿役人共江も無急度御沙

汰之別も可有之、且夫々支配イ御代官江も取調方被仰渡

候間、其旨可相心得旨被仰渡、承知奉畏、依之継添を以

御請印形奉差上候、以上

寅二月九日

道小田原宿へ当分助郷被仰付候所、村々勤方難渋ニ付、

御免除之義、道中

御奉行所様へ御歎願奉申上候所、一昨九日御呼出ニ而、

差上候願書江、左之通継添を以被仰渡候

前書之通り村願上候処、右者依願可被及御沙汰筋ニ

無之、咎者ニも相成候間、御免除之義難被及御沙汰、

併申立候趣、無謂義ニも無被聞召、宿役人共江も無

急度御沙汰之別も可有之、且夫々支配御代官江も取

調方被仰渡候間、其旨相心得べく旨被仰渡、承知奉

畏、依之継添を以御受印形奉差上候、以上

右
与五右衛門

徳三郎代兼

彦右衛門

右之通り被仰渡候間、無余義御受印形仕候、依而者一分

先歸村之上村々一同江右添継之趣申聞度奉存候間、此段

御届ヶ奉申上候、以上

甲州都留郡

上谷村

外巻ヶ村惣代

上谷村

年寄源 三郎

下吉田村

道中

御奉行所様

(5) 乍恐以書付奉申上候

甲州都留郡上谷村外巻ヶ村、役人惣代上谷村年寄源三郎

外左之名前之もの共、一同奉申上候、私共村々之義、東海

寅二月十一日

外四ヶ村惣代

増田安兵衛様

大明見村

御役所

百姓代

岡右衛門

一上谷村、下谷村
右三拾七ヶ村惣代

下吉田村

メ式ヶ村

年寄 源三郎

年寄

一下吉田、新屋、松山、大・小明見村

百姓代

太郎左衛門

メ五ヶ村

岡右衛門

夏狩村

外拾三ヶ村惣代

寅正月着届

下吉田
宿詰

年寄 太郎左衛門

鹿留村

由兵衛

同

同

忠兵衛

成沢村

外四ヶ村惣代

一山中、内野、忍草、平野、長池、道志、秋山、金井

メ八ヶ村

舟津村

秋山村

年寄

年寄

与五右衛門

寅正月廿九日迄後帰村

八郎兵衛

小立村

金井村

年寄

同

彦右衛門

同月廿九日

戸右衛門

一上吉田、上・下暮地、小沼、境、倉見、鹿留、夏狩

葛野、熊井戸、小野、法能、(今)西原、小菅、丹沢山

ノ拾四ヶ村

鹿留村

年寄

由 兵衛

境村

与頭

宿請仁右衛門

帰村

夏狩村

年寄

同 伝 兵衛

同断

一成沢、大嵐、勝山、小立、舟津村

ノ五ヶ村

舟津村

年寄

与五右衛門

代庄兵衛

小立村

年寄

彦右衛門

百姓代

徳 三 郎

右江戸旅宿

馬喰町三丁目

会津屋利兵衛

一川口、大石、長浜、浅川村

ノ四ヶ村

川口村

中 村 寿作

小川原来大夫

中 村志津広

丑冬限り

寅正月ノ

右川口村宿

馬喰町式丁目

津久井屋新三郎

一上新倉村之義者、御印状除ニ相成居候、上下吉田口之

方江願込ニ相成候

一十日市場村之義も前同断

鹿留拾四ヶ村之御取持込ニ相成居候

右式ヶ村之義者三拾七ヶ村之分也、尤茂願面ニ者、
村方相除、内証ニ而出金者有之様子也

(勝山村・小佐野友市家蔵)

6 「小田原宿増助郷議定一札」 慶応元年（一八六五）

〔解説〕 慶応元年三月四日、將軍の長州征伐進発のため甲州一円の村々に当分助郷役が発せられた。この史料はその関連史料と思われるもので、船津・小立・勝山・大嵐・成沢村五カ村にも「増助郷」が命ぜられた。五カ村は小村のためその負担は、一村の退転存亡にもかかわるとして、五カ村が種々相談の結果、船津・小立両村が代表してその任に当たることになった。この一件については何事も両村に一任し、事の成否の責任、あるいは諸費用の負担は五カ村の高割とするなどを決めた。増助郷負担五カ村の議定書である。

取替儀定一札之事

一 今般道中御奉行様相州小田原宿増助郷数ヶ村被仰付候ニ付、右様ニ成行候ハム、実々潰レ退転之外無之、因

テ歎願致度義ニ付、五ヶ村ニ而談事仕、右五ヶ村之内舟つ村・小立村へ御願相成、両村引受ヶ惣代三人相頼、申上候処、早速御聞濟ニ被成下、右一件御俣ニ申上之右三人之者共取計如何様ニ成行濟方仕候共、五ヶ村一同違約有之間敷、然上者、下拙共引請ヶ出府仕、情々歎願仕べく、向後決而否哉無之、出金入用之義者如何程相掛り候共、右五ヶ村高割を以テ無相違、出金可仕候、一同連印仕、取替規定一札仍而如件

慶応元丑十二月三日

舟つ村

名主 岩右衛門 ㊦

小立村

名主 八左衛門 ㊦

勝山村

名主 市郎右衛門 ㊦

大嵐村

名主 利左衛門 ㊦

成沢村

名主 菊之進 ㊦

(鳴沢村役場蔵)

7〔助郷人馬差出不当につき歎願〕

慶応三年（一八六七）

〔解説〕 船津・小立・勝山・大嵐・成沢村の五カ村は助郷村として緊急業務に対処していた。慶応三年、甲府城交代代とならない、小田原から甲府城まで、大久保加賀守家中の大通行があった。従来五カ村は船津村からの人馬触れ当てにより動いてきたが、今回は川口村からの指示であり、しかも川口村では人馬一切を差し出さず、賃銀の面でも不明朗な点があり、昼夜をわかつたぬ三坂峠越えなど不当な行為が多かった。このため五カ村は、今回のことは別として、以後は従来のように、船津村詰めに戻して欲しいという歎願書である。

乍恐以書付奉願上候

御支配所船津・小立・勝山・大嵐・成沢右五ヶ村役人一同奉申上候、甲府御城代大久保加賀守様御役人方御在城相州大田原（小カ）甲府迄御通行之義、当郡上吉田村与り隣村川口村江相繼、夫が國中筋江人馬繼立助郷之義、先般川口村役人共が訴え、御通行多之節者、私共村々ニおいても人馬差出、御差支不相成様可仕旨被仰聞之趣承知奉畏候

得共、全体是迄川口村江御伝馬等助合候義無之、御勘定様、御普請役様三坂峠御通行之節者、川口村与り船津村江相繼候義ニ而、川口村助合者大石・長浜・浅川右四ヶ村、船津村江者私共五ヶ村ニ而人足割合御繼立仕来、尤其以前浮浪之者共信州筋横行之節、加賀守様御手勢甲府城御闕（ツ）之節御通行多之、川口村組合四ヶ村而已ニ而者人馬不引足ニ付、御支配様御差図ヲ以先前振合ニ不拘、私共村々ニおても川口村江人馬助合候義、今般迎も御役所様被仰渡之趣難黙止、人馬助合候得共、同村役人義右ニ来し御先触外多分余計之人馬割合村々大小ニ不拘触当次第不同有之、第一御通行多少共川口村ニおめてハ一切人馬不差出、勿論御役人方御相对ヲ以、駕人足等御雇之節者同村人足相遣・殊更人馬賃錢渡方等之義御相成候分、睨与私共村々江者不申聞、且又人夫触当（ツ）者銀無違相詰候而も終日無昼夜分ニ相掛リ三坂峠難所ヲ以打越候義等有之、旁同村役人共不相当之取計多く、村々小前之者共举而難渋申出、村役人共ニおめて御繼立差支不相成様、精々申諭候得共、前書申上候通川口村ニ限一切人夫不差出、殊ニ不相当之取計被致候ニ付、自然御繼立も御差支

相成候様可成行義与奉存、乍併、御役所様被仰聞之趣聊相背候義ニ者無之候得共、実以五ヶ村一同難波仕候義ニ付、此段奉歎願候、何卒格別之以御慈悲、前書之次第被為聞召訳、已来御繼立之義、川口、船津両村月番ニ相定、私共村々之義者是迄之任来ニ基、船津村江相詰同村ニおいて、上吉田村も繼立之荷物受取之、三坂藤之木村迄無差支御繼立相成候様仕度奉存候間、此段御聞濟被成下置度、一同以連印奉歎願候 以上

慶応三卯年十二月

船津村

名主 五右衛門[㊤]

小立村

組頭 孫三郎[㊤]

勝山村

役人物代

年寄 源三郎[㊤]

大嵐村

名主 周平[㊤]

成沢村

柴田桂次郎様

谷村

御役所

(鳴沢村役場蔵)

8 「茶役所関連の道普請につき書状」 年不詳

〔解説〕 大田和地区には、郡内領主秋元氏によって「茶役所」

が開かれ、駿州の茶商人から運上金を徴収していた。その役所管理には、成沢村が交代で役人を出し担当していた。本史料の差出人は「藪屋甚助」で、谷村の茶問屋と思われる人物である。また茶役所役人は十左衛門とみえる。この史料の内容は、茶役所が関係する道普請のことで、当時道普請がないままに通路が大荒れになっているので、茶役所の承引次第に道普請の不足、あるいは人足賃を差し出してもよいという、村役人にあてられた茶問屋の書状である。

書状(前欠)

残暑之節ニ御座候処、愈御安全奉賀候、然者、其御村方茶運上之儀、先年善四郎様御勤役中御対談之上、道造人足

組頭 太五蔵[㊤]

入用次第何程ニ而も御差出被成候「」ニ而、書付為取替置候処、其後大田和十左衛門殿受負ニ相成候以来、一円人足御差出不被成候間、兼而是迄御役人中様江段々御懸合申上置候間、是迄之義者御役人中様御相談之上、相当之積を以運上金御出金可被下候、且又当年之儀者、是迄道造りも無之候へとも、先達而大荒ニ而道筋相荒候由ニ付、茶役所沙汰次第道造り人足無差支御差出可申候、尤人足ニ而御都合悪敷候ハ、金子ニ而御遣し被下候得者人足買上ケ道繕ひいたし、人馬通行無差支様いたし候間御役人中様右之段御承引被下、何分差支ニ不相成様、御取斗可申候、先者右之段申上度、如此ニ御座候、以上

七月二日

藪屋
甚助

成沢村
御役人中様
人々御中

(大田和・渡辺常雄家感)